

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表環境生活部の項中「震災廃棄物対策課」を削り、同表保健福祉部の項中「医学部設置推進室」を「医師確保対策室」に改め、同表農林水産部の項中「畜産課」の下に「全国和牛能力共進会推進室」を加える。

第十二条震災復興・企画総務課の分掌事務の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次のように加える。

三 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事。

第十二条震災復興政策課の分掌事務の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 県のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事。

第十二条震災復興政策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十三 総合教育会議及び教育に関する大綱に関する事。

第十二条総合交通対策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

八 自動車運転代行業に関する事。

第十三条環境政策課の分掌事務の項第四号中「フロン類」の下に「充填」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条再生可能エネルギー室の分掌事務の項を次のように改める。

再生可能エネルギー室

一 再生可能エネルギー等の導入に関する事。

二 省エネルギーに関する事。

第十三条原子力安全対策課の分掌事務の項第六号中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改め、同条自然保護課の分掌事務の項第三号中「保護」の下に「及び管理」を加え、同条食と暮らしの安全推進課の分掌事務の項第二号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化」を「農林物資の規格化等」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品表示基準に関する事(健康推進課の所管に属するものを除く。)

第十三条循環型社会推進課の分掌事務の項第三号中「及び震災廃棄物対策課」を削り、同条震災廃棄物対策課の分掌事務の項を削る。

第十四条医療整備課の分掌事務の項第三号中「関すること」の下に「医師確保対策室の所管に属するものを除く。」を加え、同項第四号中「及び衛生検査技師」を「衛生検査技師、臨床工学士、義肢装具士及び言語聴覚士」に改め、同条医学部設置推進室の分掌事務の項を次のように改める。

医師確保対策室

一 医師の確保に関する事。

二 医学部設置に関する事。

第十四条健康推進課の分掌事務の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「栄養表示基準及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九 食品表示基準に関する事(栄養及び健康に係るものに限る。)

第十四条障害福祉課の分掌事務の項第八号中「、拓桃医療療育センター」を削る。

第十六条農産園芸環境課の分掌事務の項第四号中「農業生産体制強化総合推進対策の総括」を「強い農業づくり交付金」に改め、同項第二十号中「農業生産者戸別補償制度」を「経営所得安定対策等」に改め、同条畜産課の分掌事務の項の次に次のように加える。

全国和牛能力共進会推進室

第十一回全国和牛能力共進会宮城大会の開催に関する事。

第十六条農村整備課の分掌事務の項第一号中「経営体育成基盤整備」を「農地整備」に改め、同項

第四号中「基盤整備」を「農地整備」に、「農地の流動化促進」を「農用地利用集積」に改め、同項第五号中「農業水利ストックマネジメントに係るものを除く。」を削り、同項第十八号中「農業水利」を「農業水利施設」に改め、同条森林整備課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条土木総務課の分掌事務の項第五号中「ダム総合事務所及び仙台港背後地土地区画整理事務所」を「及びダム総合事務所」に改め、同条都市計画課の分掌事務の項第五号中「屋外広告物」を「景観の形成及び屋外広告物」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 津波復興拠点整備事業に関すること。

第十八条都市計画課の分掌事務の項第八号中「市街地再開発事業」を「土地区画整理事業」に改め、同項第九号中「土地区画整理事業」を「市街地再開発事業」に改め、同項第十五号を削り、同条下水道課の分掌事務の項第四号を削る。

第二十一条の四第一項の表保健福祉部の項中

「
医学部設置推進室
」を

「
医師確保対策室
」に改め、同表農林水産部

の項を次のように改める。

農林水産部		農林水産総務課	農林水産政策室
畜産課	農村整備課	全国和牛能力共進会推進室	
水産業基盤整備課	漁港復興推進室	農地復興推進室	

第二十二條第三項の表原子力事故被害対策専門監の項を次のように改める。

原子力防災対策専門監	原子力安全対策課	上司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌理する。
------------	----------	----------------------------------

第二十二條第三項の表緑化推進専門監の項の次に次のように加える。

廃棄物対策専門監	循環型社会推進課	上司の命を受け、廃棄物に係る施策の推進及び指導に関する事務を掌理する。
----------	----------	-------------------------------------

第二十二條第三項の表安全安心まちづくり推進専門監の項を削る。

第二十七條第一項の表所長の項中「院長」を削り、同表院長の項、副院長の項及び科長の項を削り、同条第七項の表医療部長の項から看護長の項までを削る。

第三十五條第四項生活化学部の分掌事務の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品等の放射性物質検査に関すること。

第三十六條の見出しを「環境放射線監視センター」に改め、同条第一項中「環境放射能等」を「環境放射線等」に、「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改め、同条第二項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に、「宮城県原子力センター」を

「
宮城県環境放射線監視センター
」に改め、同条第三項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改め、同項第一号及び第二号中「環境放射能等」を「環境放射線等」に改め、同条第四項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改める。

第四十條第十一項に次の一号を加える。

三 公害の防止に関する連絡調整に関すること（事業担当区域内に位置する保健所の支所の分掌事務に係るものに限る。）。

第四十條に次の一項を加える。

12 前項の規定にかかわらず、仙台保健福祉事務所黒川支所にあつては、同項第三号に掲げる事務を分掌しないものとする。

第四十一條第六項第十九号中「栄養表示基準及び」を削り、同項中第六十二号を第六十四号とし、第六十一号を第六十三号とし、第六十号を第六十二号とし、第五十九号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十一 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関すること。

第四十一條第六項中第五十八号を第五十九号とし、第二十号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 食品表示基準に関すること（原材料、原産地その他食品の品質に係るものを除く。）。

第四十一条第七項中「所掌事務のうち」を「規定にかかわらず」に、「同項第五十一号から第五十五号」を「同項第五十二号から第五十六号」に、「第五十七号から第五十九号」を「第五十八号から第六十一号」に、「第六十二号」を「第六十四号」に改め、同条第八項中「第三十号」を「第十九号まで、第二十号（栄養及び健康に係るものに限る。）及び第二十一号から第三十一号」に、「同項第三十一号から第六十二号」を「同項第二十号（栄養及び健康に係るものを除く。）及び第三十二号から第六十四号」に改め、同条第九項中第三十七号を第三十八号とし、第十七号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 食品表示基準に関する事（栄養及び健康に係るものを除く。）。

第四十一条第九項に次の十二号を加える。

三十九 廃棄物の処理及び清掃の指導監督に関する事。

四十 循環型社会の形成の推進に関する事。

四十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事（土木事務所の所管に属するものを除く。）。

四十二 使用済自動車の再資源化等に関する事。

四十三 浄化槽の指導監督に関する事。

四十四 公害関係の苦情相談に関する事。

四十五 公害防止対策の指導に関する事。

四十六 大気汚染、水質汚濁、特殊公害等の規制に関する事。

四十七 特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関する事。

四十八 衛生上の細菌検査に関する事。

四十九 衛生上の理化学検査に関する事。

五十 地球温暖化対策に関する事。

第四十一条に次の一項を加える。

10 前項の規定にかかわらず、塩釜保健所黒川支所にあつては、同項第三十九号から第五十号までに掲げる事務を分掌しないものとする。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十三条第十項農業振興部の分掌事務の項第十二号中「農業者戸別補償制度」を「経営所得安定対策等」に改め、同条第十項農業農村整備部の分掌事務の項第十三号中「経営体育成基盤整備」を「農地整備」に改め、同項第十八号中「基盤整備」を「農地整備」に、「農地の流動化促進」を「農用地利用集積」に改め、同条第十項林業振興部の分掌事務の項第十七号を削り、第十八号を第十七号と

し、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号を同項第二十六号とし、同条第十一項農業振興部の分掌事務の項第六号中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策等」に改め、同条第十一項農業農村整備部の分掌事務の項第七号中「経営体育成基盤整備」を「農地整備」に改め、同項第十一号中「基盤整備」を「農地整備」に、「農地の流動化促進」を「農用地利用集積」に改め、同条第十一項林業振興部の分掌事務の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を同項第二十三号とする。

第九十七条の三を削る。

別表第二宮城県自然環境保全審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表宮城県地方港湾審議会の項中「国際拠点港湾及び重要港湾の」を「国際拠点港湾の」に改め、「重要港湾並びに」を削り、同表宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同表宮城県歯科技工士国家試験委員の項を削り、同表宮城県小児医療協議会の項の次に次のように加える。

宮城県地域医療介護総合確保推進委員会	地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する重要事項の調査審議に関する事。	同
--------------------	---	---

別表第二宮城県がん対策推進協議会の項の次に次のように加える。

慢性疾病児童等地域支援協議会	児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等に対する地域における支援に関する重要事項の審議に関する事。	同
----------------	--	---

別表第三日門漁港の指定施設の項の次に次のように加える。

泊（歌津）漁港の指定施設	同	本吉郡南三陸町	同	同
伊里前漁港の指定施設	同	同	同	同

別表第三桂島漁港の指定施設の項を削り、同表塩釜漁港の指定施設（釜の測泊地に限る。）の項中

「同」を「塩竈市」に改め、同表仙台港多賀城地区緩衝緑地の項の次に次のように加える。

岩沼海浜緑地	岩沼市	同	同
--------	-----	---	---

別表第三北上川下流域下水道の項中 「石巻環境サービス株式会社」を

「株式会社アイ・ケー・エス」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条都市計画課の分掌事務の項第十五号及び同条下水道課の分掌事務の項第四号を削る改正規定並びに別表第二宮城県地方港湾審議会の項及び別表第三北上川下流域下水道の項の改正規定は公布の日から、第十三条自然保護課の分掌事務の項第三号の改正規定、第六十三条第十項林業振興部の分掌事務の項第二十六号の改正規定（同号を同項第二十五号とする部分を除く）、同条第十一項林業振興部の分掌事務の項第二十三号の改正規定（同号を同項第二十二号とする部分を除く）並びに別表第二宮城県自然環境保全審議会の項及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の項の改正規定は同年五月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の行政組織規則第五十九条に規定する宮城県拓桃医療療育センターの平成二十六年度予算に係る会計事務については、地方独立行政法人宮城県立こども病院を同規則第四条に規定する地方機関とみなし、地方独立行政法人宮城県立こども病院において所掌するものとする。